

アフリカ知的財産ニュースレター 2015年9月号 (Vol. 3)

重要な知的財産法の変革：南アフリカ及びARIPO

本号では、アフリカの知的財産に関する以下の4つの事項について個別に論じる。

- 南アフリカ政府が公表した知的財産政策文書
- 特許審査制度に向けた南アフリカの最初の取組
- 著作権法の大規模な変革を目指す南アフリカの法案
- 植物新品種の保護に関してアフリカの広範な地域に影響を及ぼす可能性のあるARIPOの議定書

<南アフリカ政府が公表した知的財産政策文書>

2013年9月4日、南アフリカの当局は「知的財産に関する国家政策試案」（以下「試案」という）を公表した。この試案には、開発途上国としての南アフリカの歴史と位置付けを考慮すれば賞賛に値するいくつかの目標が掲げられている。政策草案は、以下のような措置の実施を目指すものである。

- あらゆる社会階層に属する南アフリカ国民に恩恵と活力をもたらす可能性を秘めた枠組みの創設。
- 同国の開発に寄与する。
- 同国の知的財産法の中で公衆衛生上の問題が考慮されることを確保する。
- 同国内の開発や技術革新の水準を考慮し、同国の知的財産法が適正なものとなることを確保する。
- 同国への信頼を醸成し、同国への投資を誘引する。
- 研究開発を推進する。
- 知的財産の執行を改善する。

- 南アフリカによる知的財産に関する国際的条約の遵守状況を改善する。
- 南アフリカにおける知的財産について啓発し、公衆教育を推進する。

以上の目標は評価に値するものであるが、この試案には詳細な記述が欠けている。このため、特に医薬品業界が関係する場合に不確実性が生じている。

不確実性が生じるのは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）及び公衆衛生に関するドーハ宣言」に謳われている柔軟性を取り入れるために南アフリカ特許法、特に強制実施許諾と並行輸入に関連する規定の改正がなされなければならないと、試案が言及しているからである。さらに、同試案には、この内容を超えて、既知化合物の新規用途に係る発明は特許対象から排除されるべきだと示唆しているように思わせる側面もある。

この試案に関してパブリック・コメントが募集され、個人、学術機関、企業グループ、非政府組織、法律事務所からコメントが寄せられた。これらのコメント提供の結果として試案は修正されたと当局は発表しているが、修正された文書は未だに提示されていない。しかし、当局は、試案の提言の一部を実施するための措置に取り組んでいる。そのような提言の一つが、南アフリカは特許の無審査登録制度から実体審査制度に移行すべきだということである。この問題については次項で論じることにする。

<特許審査制度に向けた南アフリカの最初の取組>

南アフリカは特許出願に関して無審査登録制度を採用している。言い換えれば、特許出願は実体審査を経ず、方式審査のみが実施されるということである。無審査登録制度の長所の一つは、特許出願に関する特許付与を遅滞なく進めることができるという点である。もう一つの長所は、出願人が審査手続の手数料を支払う必要がないので低コストであるという点である。その短所は、もちろん、過度に広いクレームを含むがゆえに無効な特許が付与され、発効してしまうという点である。

2015年2月、南アフリカ当局は特許弁護士に対し、実体的特許審査制度を実施する旨の決定が下されたことを告知した。この告知は多くの憶測を生んだ。南アフリカは適格を有する特許審査官を見つけることができるのだろうか？特許審査を外部に委託するために、南アフリカは他の諸国の特許庁と取り決めを交わすのだろうか？審査は一定の主題（医薬品など）に限定されることになるのだろうか？

2015年8月、南アフリカにおける知的財産登録を担当する政府機関である南アフリカ特許庁（CIPC）は、特許サーチャー20名を募集する求人広告を出した。サーチャーに採用さ

れるためには、学歴として少なくとも科学士（専攻は化学、バイオテクノロジー又は生化学）又は工学士（鉱山学、機械、電子又は情報工学）の学位を持っていることが要求される。当然ながら、優等学士号、修士号、博士号があれば有利である。

明らかに、実体審査制度が南アフリカで実施されるまでには多少時間がかかるだろうが、特許サーチャー募集の求人広告を出すことにより、CIPC は確実にそのプロセスに着手し始めた。2017/2018 年までにこの制度の運用を開始するという計画があると理解されている。これはおそらく野心的な目標と言えよう。特許法の改正や諸規則の起草及び採択が必要となる上に、膨大な量の研修や準備作業が要求されるからである。

<著作権法の大規模な変革を目指す南アフリカの法案>

2015年7月27日、2015年著作権法改正法案（以下「改正法案」と称する）がパブリック・コメントの募集のために公表された。コメント提出期間は1か月に設定されたが、提出期限はその後延長され、2015年9月16日とされた。

南アフリカの著作権は以前から改革が求められていた。それは主として、インターネットがもたらした発展について遅れをとっているためである。前述した「試案」でも法改正が提言されていたため、改正法案が提出されることは予想されていた。提案された改正項目案を分類すると以下のようになる。

南アフリカの著作権法を近代化し、他の諸国の著作権と調和させることを目指す規定を備える。

- 改正法案は、様々な手段によって南アフリカの著作権法をデジタル時代に適合したものにすることを目指している。一つ目の手段は、各種著作物の著作権者が有する、自らの作品を公衆に「伝達」することに係る排他的権利を、「有線又は無線の手段」によることを明記して拡大することである。
- 二つ目の手段は、複製が一時的ないし付随的なものであり、技術的プロセスに不可欠な本質的部分をなし、ネットワークを通じた第三者間の送信に使用することを想定したものであり、かつ、独立した経済的重要性を持たない場合における、一時的な複製の合法化である。この改正によって、キャッシュメモリの利用、ブラウジング等の行為が可能になるだろう。

- 第三の手段は、技術的保護手段を迂回する装置に関する禁止規定を導入することである。
- これらとは別の流れで、改正法案は美術著作物制作者の追求権（resale right）を導入しており、これにより、芸術家は美術著作物の商業的再販価格の5%に相当するロイヤルティを得る権利を持つことになる。

政治的・社会経済的ファクターの考慮を求める規定を備える。

- 改正法案は、例えば、教育目的の使用、図書館・美術館による使用、障害者による使用に関して著作権の例外規定を複数設けることにより、人々が全体として資料をより容易に利用できる状態にしようとしている。
- 南アフリカが多言語国家であるという事実を認識して、非商業的な翻訳を認める例外規定を設けている。
- 南アフリカでは言論の自由が重視されているという事実を認識し、批評、コメント、ニュース報道、司法審理、専門家の助言及び教示に関して、広範なフェアユースを認める規定を設けている。これらの規定には、パロディやパスティーシュを目的とした限定的かつ合理的な使用が明示的に含まれる。
- 改正法案は、商標が付された商品の並行輸入を許容している南アフリカ商標法を迂回する手段として、商標に係るロゴについての著作権が利用されるべきでないとし唆している。
- 改正法案は、著作権法を侵害しない行為の制限・禁止を追求する又は著作権法により与えられる権利の放棄を定める契約規定の形でなされる、搾取的行為と見られ得るような行為を禁止している。
- 国内の録音音楽アーティストが搾取されているという認識によるものかと思われるが、改正法案は、著作権使用料徴収団体によるロイヤルティの徴収について広く取り扱っている。

懸念を生じさせる規定が存在する。

- 改正法案は著作物の新たなカテゴリーを定めているが、これは他の諸国では保護されていない。そのカテゴリーとは「手工芸品」で、陶器類、宝飾品、民芸品等の物品がこれに該当する。

- 改正法案は死亡した個人の著作権が自動的に国家に移転すると規定する。さらに異例なのは、国が前記の著作権を永久的に所有すると規定され、他の者に譲渡することが禁じられているという点である。
- 改正法案は「知的財産裁判所」の創設を予定している。この裁判所は知的財産をめぐる紛争全般の第一審として機能するようである。こうした展開を歓迎する者もいるだろうが、同裁判所の正確な管轄や権限は全く明らかにされていない。
- 改正法案は、実演家に関連した問題について規定を設ける。この主題については「実演家保護法」と呼ばれる別の法律が提供されており、これらの問題は著作権法の守備範囲には属していない。
- 改正法案は、南アフリカの放送局が一定の量の国産コンテンツを放送することを要件として定める。これもまた著作権法の守備範囲から外れた主題であり、おそらくは通信法に基づく放送事業を許可する条件の一部をなすべきものである。
- 改正法案は、著作権使用料の不払い、教育を目的とする著作物使用に対する許可の拒絶等の問題に関して、新たに数多くの犯罪を定める。これらの犯罪に対しては、長期刑を含む重い刑罰が科される。著作権は伝統的に、刑事的というよりは民事的な法律分野である。改正法案の厳格性は懸念の対象となる。

改正法案に関しては相当量のパブリック・コメントが寄せられ、その立法化に先立って大幅な修正がなされる可能性が高い。

<植物新品種の保護に関してアフリカの広範な地域に影響を及ぼす可能性のある ARIPO の議定書>

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は、1976年にザンビアのルサカで開かれた外交会議を踏まえて創設された。ARIPOの加盟資格は、「国連アフリカ経済委員会」と呼ばれる組織に属するすべての国に与えられている。現在の加盟国数は19か国で、そのほとんどが英語圏の国であり、多くの国が東アフリカに所在している。ARIPO加盟国を以下に列挙しておこう。

ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ

2015年7月6日、タンザニア連合共和国アルーシャにおいて開催された外交会議において、ARIPOは「植物新品種の保護に関する議定書」を採択した。現在「アルーシャ議定書」として知られるこの議定書は、1991年の「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV 1991）を模範としたものである。

アルーシャ議定書の目的は、特別な植物育成者権（PBR）によって植物新品種の保護を提供することである。これは、植物品種保護制度（PVP制度）と称されることもある保護制度である。

ARIPO加盟国のうち以下の4か国は、2015年7月にARIPOがアルーシャ議定書を採択した時点で同議定書に署名している。

ガンビア、ガーナ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ

上記4か国以外のARIPO加盟国は、2015年12月31日までにアルーシャ議定書の署名と批准を済ませなければならない。アルーシャ議定書は、4か国が同議定書を批准しない限り効力を発生しない。ARIPOの全加盟国がアルーシャ議定書を批准した場合、上記の19か国全部において、ARIPOの制度を通じたPBR保護が提供されることになる。これは非常に重要なことである。ARIPO加盟国のうち現在国内法によってPBR保護を定めている国は、ケニア、モザンビーク、タンザニア、ザンビア、ジンバブエのみだからである。つまり、以下のアフリカ14か国においては、初めてPBR保護が提供されることになるのである。

ボツワナ、ガンビア、ガーナ、レソト、リベリア、マラウイ、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、スワジランド、ウガンダ

では、残りのARIPO加盟国は今後アルーシャ議定書を批准するだろうか？これらの国にとっては、そうするだけの十分な理由が確かにある。その理由の一つは、PBR保護の強力な制度が投資家の信頼を増大させ、新規のより良い植物品種の開発やそれら植物品種へのアクセスを促進し得るということである。ただし、一部のARIPO加盟国では、PBR保護がもたらしかねないマイナス効果について懸念が表明されている。アフリカにおいては、伝統的な農法は小規模な自給農業によって担われてきたため、種苗の保存、使用、分配、販売に関してアフリカの農民達が長年従ってきた慣行がPBRによって制約されるのではないかと考えられている。

それゆえ、ARIPO 加盟国のうち今後どの国がアルーシャ議定書の批准を決定するかを見届けるのは興味深い。

以上のように、アフリカにも知的財産がしっかり息づいており、知的財産を自分たちのために役立てるべくアフリカの人々が鋭意努力していることが分かる。

(以上)

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター2015年9月号 (Vol.3)

[著者]

Spoor & Fisher

David Cochrane

spoor • fisher

[発行]

日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所

2015年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、特許庁委託事業により、**Spoor & Fisher** が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO デュッセルドルフ事務所が内容のチェックと修正を施したものです。また、2015年9月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。